

## 生駒市中小企業等賃上げ促進給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている市内中小企業者等への支援として、従業員の賃金を引き上げる市内中小企業者等に対して、予算の範囲内で生駒市中小企業等賃上げ促進給付金(以下「給付金」という。)を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者は、次の各号いずれにも該当する事業者とする。

- (1) 奈良県中小企業等賃上げ促進給付金の交付決定を受けた事業者
- (2) 給付金の申請日以前から生駒市内に事業所を有している事業者

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、奈良県中小企業等の賃上げ促進給付金支給決定通知書の支給決定対象人数に含まれる従業員の内、生駒市内の事業所に勤務する従業員1人につき5万円を給付する。ただし、給付金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(給付金の申請期間)

第4条 申請期間は令和6年1月15日から令和6年3月25日までとする。

(交付の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生駒市中小企業等賃上げ促進給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に加え、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 奈良県中小企業等の賃上げ促進給付金支給決定通知書

(2) 個人事業者にあつては個人事業の開業届出書(税務署の受付印があるもので生駒市内の事業所記載があるものに限る。)、許認可書(生駒市内の事業所記載があり効力が切れていないもの)若しくは生駒市内での営業実態が確認できる書類、又は法人にあつては会社登記簿(発行から3ヶ月以内のもので生駒市内の事業所記載があるものに限る。)若しくは法人開設異動届の写し等

(3) 奈良県中小企業等の賃上げ促進給付金支給決定通知書の支給決定対象人数に含まれる従業員の内、生駒市内事業所で勤めている従業員のことが分かる書類

(4) 預金通帳等の申請者の口座情報が分かる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請を電磁的記録により行うことができる。

(給付金の交付決定兼額確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、交付が適当と認めたものについて、速やかに給付金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。なお、交付決定兼額確定の通知は、給付金の入金をもって行うものとする。

2 給付金を交付すべきでないと認めたときは、給付金の不交付を決定し、生駒市中小企業等賃上げ促進給付金不交付決定通知書(様式第2号)によりその理由を付して申請者に通知するものとする。

(給付金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、給付金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、生駒市中小企業賃上げ促進給付金交付決定兼額確定取消通知書(様式第3号)をもって、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に給付金が交付されているときは、期限を

定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) 給付金の交付の条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 奈良県中小企業等賃上げ促進給付金の交付決定を取り消されたとき。
- (5) 規則第4条の2各号に掲げるものに該当することが判明したとき。
- (6) その他市長が不相当と認めたとき。

(報告・書類の提出の請求)

第8条 市長は、給付金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、給付金の交付を受けた事業者に対し、報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(書類の保存等)

第9条 給付金の交付を受けた事業者は、当該給付金の交付に関する書類及び通知等を整備するとともに、給付金の交付の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けている者については、前項の規定にかかわらず令和6年5月31日までの間、なおその効力を有する。